

総行女第28号
平成29年11月14日

各都道府県総務部長
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課
女性活躍・人材活用推進室長
（公印省略）

国の行政機関における職員の旧姓使用に係る申合せについて

本年8月31日に、国の行政機関における職員の旧姓使用について別添1のとおり各府省庁官房長等の申合せが行われました。

国の行政機関においては、平成13年以来、行政内部の文書等について旧姓使用が認められてきましたが、今般の申合せは、法令上又は実務上特段の支障が生じるものを除き、対外的な文書等を含め旧姓使用を認めることとしたものです。

地方公務員の旧姓使用については、「職員が旧姓を使用しやすい職場環境づくりの推進について」（平成29年3月30日付総務省自治行政局公務員部女性活躍・人材活用推進室事務連絡）により積極的な取組をお願いしているところですが、今般の申合せを参考に、各地方公共団体においても、対外的な文書等を含め旧姓使用を可能とするなど、職員が旧姓を使用しやすい職場環境づくりに向けたより一層の取組をお願いいたします。

おって、貴都道府県内の市区町村等に対しても併せて周知されるようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的助言）に基づくものです。

○添付資料：

- (1) 別添1 各府省庁官房長等申合せ（国の行政機関における職員の旧姓使用について）
- (2) 別添2 「職員が旧姓を使用しやすい職場環境づくりの推進について」（平成29年3月30日付総務省自治行政局公務員部女性活躍・人材活用推進室事務連絡）

連絡先

女性活躍・人材活用推進室企画係 小川・伊藤

電話 03-5253-5546

国の行政機関における職員の旧姓使用について

平成 29 年 8 月 31 日
各府省庁官房長等申合せ

職員が婚姻等により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏（以下「旧姓」という。）を文書等に使用することについて下記のとおり取り扱うこととする。
なお、本申合せに伴い、「国の行政機関での職員の旧姓使用について」（平成 13 年 7 月 11 日各省庁人事担当課長会議申合せ）は、平成 29 年 9 月 1 日をもって廃止する。

記

- 1 各府省は、文書等に使用する職員の氏名について、当該職員から旧姓使用の申出があった場合、法令上又は実務上特段の支障が生じるものを除き、旧姓の使用を認めることとする。
- 2 各府省は、旧姓を使用する職員と実在する職員との同一性を確保するとともに、使用する旧姓を対外的に明らかにする。このため、以下の措置を講ずることとする。
 - (1) 使用する旧姓が戸籍上根拠を有することを戸籍謄本等で確認する。
 - (2) 当該職員の戸籍上の氏、使用する旧姓、当該旧姓を職員等として使用していた事実、旧姓使用の開始日その他必要な事項を人事記録等に記載し、任命権者等において管理する。
 - (3) 旧姓使用開始後の当該職員への発令は、(1) の旧姓により行う。
 - (4) 公刊物、各府省ホームページの幹部名簿等に当該職員の氏名を掲載する場合には(1) の旧姓を記載するとともに、当該職員の身分証明書等の氏名を明らかにするものには(1) の旧姓を記載するなど適切な旧姓の公示を行う。
- 3 各府省は、人事担当課等の職員を「旧姓使用担当相談官」として任命し、各府省内における上記の方針の周知徹底及び職員からの相談等の業務を行わしめることとする。
- 4 各府省は、上記 1～3 に関する事項その他必要な事項を要綱等で定めることとする。
- 5 上記の内容は、平成 29 年 9 月 1 日以降各府省が要綱等で定める日より実施する。

事務連絡

平成29年3月30日

各都道府県総務部
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）

各指定都市総務局
（人事担当課扱い）

御中

総務省自治行政局公務員部公務員課
女性活躍・人材活用推進室

職員が旧姓を使用しやすい職場環境づくりの推進について

「女性活躍加速のための重点方針2016」（平成28年5月20日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）においては、「女性活躍の視点に立った制度等の整備」の一環として、「旧姓の通称としての使用の拡大」が掲げられています。

地方公務員については、別添1のとおり、職員が「旧姓を使用しやすくなるよう地方公共団体に働きかける」旨が明記されているところであり、当省からは、平成28年8月及び同29年1月にご参集いただいた会議の場において、職員が旧姓を使用しやすい職場環境づくりを進めていただくようお願いしたところです。

地方公共団体の職員の旧姓使用の状況については、別添2のとおり、都道府県及び政令指定都市では全団体に旧姓使用が可能となっている一方で、市区町村においては、職員から旧姓使用の相談を受けたことがないため旧姓使用を検討していなかった団体や、職員の旧姓使用を可能とする明文の規定は設けていないが、職員から個別の要望があれば旧姓使用を認める方針でいる団体などがあると承知しています。

各地方公共団体におかれては、女性職員の活躍を推進する観点からも、旧姓使用を認めていない団体にあってはこれを認めるようご検討いただくほか、旧姓使用に関する規定等を定めていない団体にあってはこれを定めていただき、また、その他の団体も含めて、旧姓使用が可能である旨の職員への周知を充実させるなど、職員が旧姓を使用しやすい職場環境づくりに向けて、一層積極的に取り組んでいただくようお願いします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただくようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

連絡先

女性活躍・人材活用推進室企画係 小川・小平
電話 03-5253-5546（直通）

女性活躍加速のための重点方針 2016 (抄)

平成28年5月20日
すべての女性が輝く社会づくり本部

Ⅲ 女性活躍のための基盤整備

2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備

社会における活動や個人の生き方が多様化する中で、働きたい女性が不便さを感じ、働く意欲が阻害されることのないよう、女性活躍の視点に立った制度等を整備していくことが重要である。

(1) 税制・社会保障制度等の見直し

(略)

(2) 旧姓の通称としての使用の拡大

- ① 住民基本台帳法施行令等を改正し、住民基本台帳及びそれに連動するマイナンバーカードに本人からの届出により旧姓を併記することが可能となるよう、速やかに必要な準備を進める。

また、国家公務員の旧姓使用が可能となる範囲の拡大を検討するとともに、地方公務員が旧姓使用しやすくなるよう地方公共団体に働きかける。

さらに、通称使用の実態、公的証明書や各種国家資格制度における現状と課題について調査検討を行い、その結果を踏まえ、企業や団体等への働きかけを含め、必要な取組を進める。

平成29年1月13日
全国都道府県人事担当課長・
市町村担当課長連絡会議配布資料

地方公共団体における旧姓使用の状況

1 都道府県（47団体）

- ・全団体において職員の旧姓使用が可能

2 政令指定都市（20団体）

- ・全団体において職員の旧姓使用が可能

3 市区町村（政令指定都市を除く）

- ・個々の市区町村の旧姓使用の状況について網羅的には把握していないが、複数の団体に個別に確認したところ、旧姓使用を認めていない理由等として以下の回答があった。
 - これまで職員から旧姓を使用したいという相談や申請を受けたことがなく、旧姓使用について検討したことがなかった。
 - 職員からの旧姓使用の要望がなかったため、明文の規定は設けていないが、要望があれば認める方針。